令和５年１２月１日

議 案 説 明 資 料

１　議案第７３号　田川市職員の給与に関する条例等の一部改正について
（総務部総務課）　・・・Ｐ　１

２　議案第７４号　田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について（総務部総務課）　・・・Ｐ１９

３　議案第６９号　令和５年度田川市一般会計補正予算（人件費分）
⑴　総務部総務課　・・・Ｐ２２
⑵　市民生活部市民課　・・・Ｐ２８
⑶　議会事務局　・・・Ｐ３１

４　議案第７０号　令和５年度田川市後期高齢者医療特別会計補正予算（人件費分）
（市民生活部市民課）　・・・Ｐ３４

議案第７３号　田川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

１　改正理由

令和５年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定状況等に準拠し、本市職員等についても同様の改定を行うため、所要の措置を講じるもの。

２　改正の主な内容

⑴　給料

給料表の水準を平均１．１％引き上げる。

⑵　一般職の期末・勤勉手当

期末・勤勉手当の支給月数を０．１月引き上げる。（４．４月分→４．５月分）

⑶　特別職（市長、副市長、教育長及び病院事業管理者）の期末手当

特別職については、過去に見送った人事院勧告改定分を含め、期末手当の支給月数を令和５年度は０．１２５月、令和６年度は０．１５月引き上げる。

令和５年度　３．２５月分 →３．３７５月分

令和６年度　３．２５月分 →３．４月分

⑷　その他の改正

ア　在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設する。

・　１か月当たり１０日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給　月額３，０００円

イ　住宅手当の改定

本市における住居手当が国の制度と異なることを踏まえ、国に準じた制度となるよう所要の改正を行う。

・　手当額の上限　２７，０００円　⇒　２８，０００円　等

３　施行日

公布の日から施行。ただし、次のとおり一部別途施行及び遡及適用あり。

⑴　令和５年４月１適用

ア　給料表の改正（※会計年度任用職員への適用は令和６年４月１日から）

イ　令和５年度の期末・勤勉手当率（一般職）の改正。ただし６月分は改正前と同率

⑵　令和５年１２月１日適用

令和５年度の期末手当率の改正（特別職）

⑶　令和６年４月１日施行

令和６年度以降の期末・勤勉手当率の改正、在宅勤務手当の新設、住宅手当の改定

４　改正を要する条例

⑴　田川市職員の給与に関する条例

⑵　田川市特別職の職員の給与に関する条例

⑶　田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

⑷　田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

⑸　田川市病院事業管理者の給与等に関する条例

５　新旧対照表　別紙（Ｐ３～Ｐ１８）

○田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）新旧対照表（第１条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第１６条の２まで　（略） （期末手当） 第１７条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２０を、１２月に支給する場合には１００分の１２５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴から⑷まで　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」とし、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」とする。 ４から６まで　（略） 第１７条の２及び第１７条の３　（略） （勤勉手当） 第１７条の４　（略） ２　（略） ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当	第１条から第１６条の２まで　（略） （期末手当） 第１７条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２０を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴から⑷まで　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」とする。 ４から６まで　（略） 第１７条の２及び第１７条の３　（略） （勤勉手当） 第１７条の４　（略） ２　（略） ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当

新（改正案）	旧（現行）
該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１００を、１２月に支給する場合には１００分の１０５を乗じて得た額の総額	該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１００を乗じて得た額の総額
⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の４７．５を、１２月に支給する場合には１００分の５０を乗じて得た額の総額	⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の４７．５を乗じて得た額の総額
３から５まで　（略）	３から５まで　（略）
第１７条の５から第２２条まで　（略）	第１７条の５から第２２条まで　（略）
別表第１（第３条関係）	別表第１（第３条関係）
行政職給料表	行政職給料表
（新給料表）	（旧給料表）
別表第２から別表第４まで　（略）	別表第２から別表第４まで　（略）

○田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）新旧対照表（第２条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条　（略） （適用範囲） 第１条の２　この条例において「職員」とは、田川市職員定数条例（昭和２４年条例第３４号）に規定する職員並びに法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員で同法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２４号。以下「任期付条例」という。）第４条に規定する短時間勤務職員及び法第２２条の３第４項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員をいう。ただし、田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５２年条例第１４号）及び田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年条例第２３号）の適用を受ける職員を除く。 （給与の種類） 第２条　（略） ２　（略）	第１条　（略） （適用範囲） 第１条の２　この条例において「職員」とは、田川市職員定数条例（昭和２４年条例第３４号）に規定する職員並びに法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２４号。以下「任期付条例」という。）第４条に規定する短時間勤務職員及び法第２２条の３第４項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員をいう。ただし、田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５２年条例第１４号）及び田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年条例第２３号）の適用を受ける職員を除く。 （給与の種類） 第２条　（略） ２　（略）

新（改正案）	旧（現行）
３　手当は、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当をいう。	３　手当は、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当をいう。
第２条の２から第５条の２まで　（略）	第２条の２から第５条の２まで　（略）
（育児短時間勤務職員等の給料月額）	（育児短時間勤務職員等の給料月額）
第５条の３　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第３条及び第５条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に算出率を乗じて得た額とする。	第５条の３　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第３条及び第５条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に算出率を乗じて得た額とする。
第６条から第１１条の２まで　（略）	第６条から第１１条の２まで　（略）
（住居手当）	（住居手当）
第１１条の３　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）には、次の各号に掲げる	第１１条の３　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額１２，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）には、次の各号に掲げる

新（改正案）	旧（現行）
職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。 ⑴　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１６，０００円を控除した額 ⑵　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは、１７，０００円）を１１，０００円に加算した額 ２　第１１条の５第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、前項各号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。 （通勤手当） 第１１条の４　（略） ⑴から⑶まで　（略）	職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。 ⑴　月額２３，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１２，０００円を控除した額 ⑵　月額２３，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２３，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１６，０００円を超えるときは、１６，０００円）を１１，０００円に加算した額 ２　第１１条の５第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額１２，０００円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、前項各号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。 （通勤手当） 第１１条の４　（略） ⑴から⑶まで　（略）

新（改正案）	旧（現行）
２　（略） ⑴　（略） ⑵　前項第２号に掲げる職員　規則で定める額（第１１条の６第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ⑶　（略） ３から６まで　（略） 第１１条の５　（略） （在宅勤務等手当） 第１１条の６　住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について１か月当たり平均１０日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。 ２　在宅勤務等手当の月額は、３，０００円とする。 ３　前２項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	２　（略） ⑴　（略） ⑵　前項第２号に掲げる職員　規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ⑶　（略） ３から６まで　（略） 第１１条の５　（略）

新（改正案）	旧（現行）
第１２条から第１６条まで　（略） （管理職員特別勤務手当） 第１６条の２　（略） ２　前項に規定する場合のほか、前項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ３及び４　（略） （期末手当） 第１７条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２２．５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴から⑷まで　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２２．５」とあるのは、「１００分の６８．７５」とする。	第１２条から第１６条まで　（略） （管理職員特別勤務手当） 第１６条の２　（略） ２　前項に規定する場合のほか、前項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。 ３及び４　（略） （期末手当） 第１７条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２０を、１２月に支給する場合には１００分の１２５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴から⑷まで　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」とし、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」とする。

新（改正案）	旧（現行）
４から６まで　（略）	４から６まで　（略）
第１７条の２及び第１７条の３　（略）	第１７条の２及び第１７条の３　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第１７条の４　（略）	第１７条の４　（略）
２　（略）	２　（略）
⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０２．５を乗じて得た額の総額	⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１００を、１２月に支給する場合には１００分の１０５を乗じて得た額の総額
⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の４８．７５を乗じて得た額の総額	⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の４７．５を、１２月に支給する場合には１００分の５０を乗じて得た額の総額
３から５まで　（略）	３から５まで　（略）
（災害派遣手当等）	（災害派遣手当等）
第１７条の５　災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は特定新型	第１７条の５　災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型イン

新（改正案）	旧（現行）
インフルエンザ等対策派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）は、それぞれ災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第３２条第１項、大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）第５６条第１項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第１５４条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第２６条の８に規定する職員（以下「派遣職員」という。）が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、当該職員に対して支給する。 ２及び３　（略） 第１７条の５から第２２条まで　（略）	フルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）は、それぞれ災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第３２条第１項、大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）第５６条第１項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第１５４条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第４４条に規定する職員（以下「派遣職員」という。）が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、当該職員に対して支給する。 ２及び３　（略） 第１７条の５から第２２条まで　（略）

○田川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和２７年条例第４号）新旧対照表（第３条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第４条まで　（略） 第５条　第３条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）第１７条第２項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１７５」と読み替えるものとする。 第６条　（略）	第１条から第４条まで　（略） 第５条　第３条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）第１７条第２項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６２．５」と読み替えるものとする。 第６条　（略）

○田川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和２７年条例第４号）新旧対照表（第４条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第４条まで　（略） 第５条　第３条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）第１７条第２項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１７０」と読み替えるものとする。 第６条　（略）	第１条から第４条まで　（略） 第５条　第３条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）第１７条第２項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１７５」と読み替えるものとする。 第６条　（略）

○田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２４号）新旧対照表（第５条関係）

<table>
<tr><th>新（改正案）</th><th>旧（現行）</th></tr>
<tr><td>
第１条から第６条まで　（略）
第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr>
<tr><td>1</td><td>３８０，０００</td></tr>
<tr><td>2</td><td>４２７，０００</td></tr>
<tr><td>3</td><td>４７７，０００</td></tr>
<tr><td>4</td><td>５３９，０００</td></tr>
<tr><td>5</td><td>６１５，０００</td></tr>
</table>
２から４まで　（略）
第８条　（略）
（給与条例の適用に関する読替え）
第９条　特定任期付職員に対する給与条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」とし、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１７５」とする。
２　（略）
第１０条及び第１１条　（略）
</td><td>
第１条から第６条まで　（略）
第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr>
<tr><td>1</td><td>３７６，０００</td></tr>
<tr><td>2</td><td>４２２，０００</td></tr>
<tr><td>3</td><td>４７２，０００</td></tr>
<tr><td>4</td><td>５３３，０００</td></tr>
<tr><td>5</td><td>６０８，０００</td></tr>
</table>
２から４まで　（略）
第８条　（略）
（給与条例の適用に関する読替え）
第９条　特定任期付職員に対する給与条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」とする。
２　（略）
第１０条及び第１１条　（略）
</td></tr>
</table>

○田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２４号）新旧対照表（第６条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第８条まで　（略） （給与条例の適用に関する読替え） 第９条　特定任期付職員に対する給与条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１７０」とする。 ２　（略） 第１０条及び第１１条　（略）	第１条から第８条まで　（略） （給与条例の適用に関する読替え） 第９条　特定任期付職員に対する給与条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」とし、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１７５」とする。 ２　（略） 第１０条及び第１１条　（略）

○田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例第１７号）新旧対照表（第７条関係）

新（改正案）	旧（現行）
附　則 １から３まで　（略） （田川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） ４　（略） ５　田川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和５年条例第●号）附則第１条第１項本文に規定する同条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間の第５条の規定の適用については、同条中「給与条例」とあるのは、「田川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和５年条例第●号）第１条の規定による改正前の給与条例」とする。	附　則 １から３まで　（略） （田川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） ４　（略）

○田川市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成２２年条例第２２号）新旧対照表（第８条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第４条まで　（略） 第５条　この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）の規定の例による。この場合において、同条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１７５」とする。 第６条及び第７条　（略）	第１条から第４条まで　（略） 第５条　この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）の規定の例による。この場合において、同条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６２．５」とする。 第６条及び第７条　（略）

○田川市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成２２年条例第２２号）新旧対照表（第９条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第４条まで　（略） 第５条　この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）の規定の例による。この場合において、同条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１７０」とする。 第６条及び第７条　（略）	第１条から第４条まで　（略） 第５条　この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２７号）の規定の例による。この場合において、同条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額」と、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１７５」とする。 第６条及び第７条　（略）

議案第７４号　田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

１　改正理由

一般職の国家公務員の給与改定に準じて期末手当の改定を行う国の特別職に準じ、本市の市議会議員についても同様の措置を講ずるもの。

２　改正内容

期末手当の年間支給月数を０．１月分引き上げる。

令和５年度　３．２５月分 →３．３５月分

令和６年度　３．３月分 →３．４月分

３　施行日

公布の日から施行。ただし、次のとおり一部別途施行及び遡及適用あり。

⑴　令和５年１２月１日適用

令和５年度の期末手当率の改正

⑶　令和６年４月１日施行

令和６年度以降の期末手当率の改正

４　新旧対照表　別紙（Ｐ２０・Ｐ２１）

○田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年条例第２３号）新旧対照表（第１条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第５条まで　（略） （期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１７５を乗じて得た額とする。 ３　（略） 第７条及び第８条　（略）	第１条から第５条まで　（略） （期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１６５を乗じて得た額とする。 ３　（略） 第７条及び第８条　（略）

○田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年条例第２３号）新旧対照表（第２条関係）

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第５条まで　（略） （期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１７０を乗じて得た額とする。 ３　（略） 第７条及び第８条　（略）	第１条から第５条まで　（略） （期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１７５を乗じて得た額とする。 ３　（略） 第７条及び第８条　（略）

令和5年度

総務部

総務課

（一般会計）

１２月補正予算説明資料
【人件費分】

令和5年度12月補正予算　総括表（一般会計）

（総務部　総務課）

（単位:千円）

歳　　入				
科　目	名　　称	既定額	補正額	計
13.1.1	総　務　使　用　料	14	0	14
14.2.1	総務被国庫補助金	43,791	0	43,791
20.4.3	雑　　入	267,389	△ 2,981	264,408
歳　入　合　計		311,194	△ 2,981	308,213

歳　　出				
科　目	名　　称	既定額	補正額	計
2.1.1	一　般　管　理　経　費	64,371	△ 37	64,334
2.1.1他	人　　件　　費	3,086,037	△ 27,015	3,059,022
2.1.2	文　書　広　報　費	5,471	0	5,471
2.1.7	情　報　推　進　費	359,470	0	359,470
2.1.16	諸　　費	495	0	495
歳　出　合　計		3,515,844	△ 27,052	3,488,792

令和5年度　12月補正予算説明資料（一般会計）

（歳出）　　総務部　総務課　人事係　　（単位：千円）

予算書のページ			事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計	
	～				事業費	3,086,037	事業費	△27,015	事業費	3,059,022
款		項		目	財源内訳		財源内訳		財源内訳	
2	総務費	1	総務管理費	1 一般管理費	国	0	国		国	0
					県	0	県		県	0
事業名	職員人件費				地方債	0	地方債		地方債	0
補正の理由	当初予算編成時から令和5年10月1日までの異動等による所要の整理等				その他	219,538	その他	△2,960	その他	216,578
					一般財源	2,866,499	一般財源	△24,055	一般財源	2,842,444

補正の内訳	科目	既定額	補正額	計
（主な内容） 1　令和5年人事院勧告に伴う給与改定 2　当初予算編成時から令和5年10月1日までの異動等による所要の整理 ※当初予算は令和4年12月1日時点の人員の状況で積算 ※　予算科目別の明細（P4）	2 給料	1,553,029	△18,797	1,534,232
	3 職員手当	931,500	△8,383	923,117
	3 児童手当	25,440	△370	25,070
	4 職員共済費	505,840	535	506,375
備考欄（メモ）				
	計	3,015,809	△27,015	2,988,794

予算書のページ			事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計	
14	～	15	050122		事業費	6,057	事業費	△37	事業費	6,020
款		項		目	財源内訳		財源内訳		財源内訳	
2	総務費	1	総務管理費	1 一般管理費	国		国		国	0
					県		県		県	0
事業名	職員厚生対策経費				地方債		地方債		地方債	0
補正の理由	当初予算編成時から令和5年10月1日までの異動等による所要の整理等 ※人件費に連動した補正				その他	388	その他	△9	その他	379
					一般財源	5,669	一般財源	△28	一般財源	5,641

補正の内訳	科目	既定額	補正額	計
（主な内容） 当初予算編成時から令和5年10月1日までの異動等による所要の整理 ※当初予算は、令和4年12月1日時点の人員の状況で積算	18 厚生会交付金	6,057	△37	6,020
備考欄（メモ）				
	計	6,057	△37	6,020

令和5年度　12月補正予算説明資料（一般会計）

（歳入）　　総務部　総務課　人事係（単位:千円）

予算書のページ			款		項		目		既定額	補正額	計
12	～	13	20	諸収入	04	雑入	03	雑入	224,094	△2,981	221,113

節		既定額	補正額	計	説　明
02	雑入	224,094	△ 2,981	221,113	

項目	既定額	補正額	計
広域連合派遣人件費清算分	30,360	△294	30,066
水道企業団派遣人件費清算分	189,776	△2,687	187,089
合計	220,136	△2,981	217,155

職員の異動等に伴う減

令和５年度　１２月補正　人件費支出科目別明細表

（単位：千円）

科目			特別職職員・一般職職員・再任用職員・任期付職員				会計年度任用職員（育休等代替）					合計
款	項	目	２節 給料	３節 職員手当	４節 共済費	小計	１節 報酬	３節 職員手当	４節 共済費	８節 費用弁償	小計	
1 議会費	1 議会費	1 議会費	△ 130	△ 649	19	△ 760	0	0	0	0	0	△ 760
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	△ 4,399	△ 1,915	55	△ 6,259	0	0	0	0	0	△ 6,259
2 総務費	2 徴税費	1 税務総務費	1,638	△ 817	230	1,051	0	0	0	0	0	1,051
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	2,544	615	908	4,067	0	0	0	0	0	4,067
2 総務費	4 選挙費	1 選挙管理委員会費	184	239	141	564	0	0	0	0	0	564
2 総務費	6 監査委員費	1 監査委員費	97	436	219	752	0	0	0	0	0	752
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	1,512	2,029	586	4,127	0	0	0	0	0	4,127
3 民生費	1 社会福祉費	4 国民年金費	△ 560	△ 619	△ 307	△ 1,486	0	0	0	0	0	△ 1,486
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	1,689	499	755	2,943	0	0	0	0	0	2,943
3 民生費	2 児童福祉費	4 保育所費	△ 2,846	△ 1,180	△ 817	△ 4,843	0	0	0	0	0	△ 4,843
3 民生費	3 生活保護費	1 生活保護総務費	△ 673	△ 1,165	△ 293	△ 2,131	0	0	0	0	0	△ 2,131
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	△ 161	△ 91	△ 107	△ 359	0	0	0	0	0	△ 359
4 衛生費	1 保健衛生費	8 公害対策費	1,102	823	420	2,345	0	0	0	0	0	2,345
4 衛生費	2 清掃費	1 清掃総務費	△ 1,607	283	△ 145	△ 1,469	0	0	0	0	0	△ 1,469
4 衛生費	3 上水道費	1 上水道施設費	△ 2,381	△ 543	251	△ 2,673	0	0	0	0	0	△ 2,673
5 労働費	1 労働諸費	1 労働諸費	2,122	942	692	3,756	0	0	0	0	0	3,756
6 農林業費	1 農業費	1 農業委員会費	△ 1,537	△ 931	△ 585	△ 3,053	0	0	0	0	0	△ 3,053
6 農林業費	1 農業費	2 農業総務費	699	210	307	1,216	0	0	0	0	0	1,216
6 農林業費	1 農業費	5 農地費	375	155	184	714	0	0	0	0	0	714
6 農林業費	2 林業費	1 林業総務費	195	163	107	465	0	0	0	0	0	465
7 商工費	1 商工費	1 商工総務費	2,653	938	913	4,504	0	0	0	0	0	4,504
7 商工費	1 商工費	3 企業誘致育成推進費	△ 2,837	△ 1,156	△ 840	△ 4,833	0	0	0	0	0	△ 4,833
8 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	384	419	377	1,180	0	0	0	0	0	1,180
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	0	△ 260	0	△ 260	0	0	0	0	0	△ 260
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路橋りょう新設改良費	△ 1,219	△ 510	△ 223	△ 1,952	0	0	0	0	0	△ 1,952
8 土木費	4 都市計画費	1 都市計画総務費	△ 50	△ 13	200	137	0	0	0	0	0	137
8 土木費	4 都市計画費	2 街路事業費	95	351	101	547	0	0	0	0	0	547
8 土木費	4 都市計画費	3 公園費	64	113	14	191	0	0	0	0	0	191
8 土木費	4 都市計画費	4 国土調査費	△ 438	69	39	△ 330	0	0	0	0	0	△ 330
8 土木費	4 都市計画費	5 市街地整備事業費	227	346	117	690	0	0	0	0	0	690
8 土木費	5 住宅費	1 住宅総務費	364	410	283	1,057	0	0	0	0	0	1,057
8 土木費	5 住宅費	2 住宅管理費	380	215	237	832	0	0	0	0	0	832
8 土木費	5 住宅費	3 公営住宅ストック整備改善事業費	1,949	869	671	3,489	0	0	0	0	0	3,489
9 消防費	1 消防費	2 非常備消防費	354	496	218	1,068	0	0	0	0	0	1,068
9 消防費	1 消防費	5 災害対策費	0	△ 205	0	△ 205	0	0	0	0	0	△ 205
10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	△ 6,047	△ 1,412	△ 987	△ 8,446	0	0	0	0	0	△ 8,446
10 教育費	3 中学校費	3 学校建設費	△ 6,112	△ 4,556	△ 1,625	△ 12,293	0	0	0	0	0	△ 12,293
10 教育費	4 幼稚園費	1 幼稚園費	619	443	310	1,372	0	0	0	0	0	1,372
10 教育費	5 社会教育費	1 社会教育総務費	2,753	172	841	3,766	0	0	0	0	0	3,766
10 教育費	6 保健体育費	3 学校給食費	△ 9,799	△ 3,966	△ 2,731	△ 16,496	0	0	0	0	0	△ 16,496
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	1 道路橋りょう災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 災害復旧費	2 農林施設災害復旧費	1 農林施設一般災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			△ 18,797	△ 8,753	535	△ 27,015	0	0	0	0	0	△ 27,015

令 和 5 年 度 人 件 費 1 2 月 補 正 総 括 表

（単位：千円）

区分	内訳	1節 報酬	2節 給料	3節 職員手当	扶養	地域	通勤	時間外・休日	夜間	住居	特調	期末勤勉	児童	特勤	管理特別	退職	4節 共済費	8節 費用弁償	合計
市長・副市長・教育長	既決額	0	24,576	28,694	0	0	0	0	0	0	0	7,987	0	0	0	20,707	5,194	0	58,464
	今回補正額	0	△ 3,920	△ 2,053	0		0			0	0	△ 2,053	0	0	0	0	36	0	△ 5,937
	計	0	20,656	26,641	0	0	0	0	0	0	0	5,934	0	0	0	20,707	5,230	0	52,527
一般職員	既決額	0	1,429,503	893,940	49,326	1,655	20,151	99,671	0	28,570	39,750	579,711	25,020	2,224	3,862	44,000	474,707	0	2,798,150
	今回補正額	0	△ 13,144	△ 3,509	△ 1,430	△ 877	626	530	0	△ 399	1,339	△ 2,929	△ 370	△ 71	72	0	1,027	0	△ 15,626
	計	0	1,416,359	890,431	47,896	778	20,777	100,201	0	28,171	41,089	576,782	24,650	2,153	3,934	44,000	475,734	0	2,782,524
再任用職員	既決額	0	64,887	18,521	0	488	1,125	0	0	0	3,019	13,577	120	192	0	0	15,826	0	99,234
	今回補正額	0	△ 2,870	△ 3,037	0	0	△ 96	0	0	0	△ 2,775	△ 124	0	△ 42	0	0	△ 734	0	△ 6,641
	計	0	62,017	15,484	0	488	1,029	0	0	0	244	13,453	120	150	0	0	15,092	0	92,593
任期付職員	既決額	0	34,063	15,785	318	0	636	0	0	98	0	12,553	300	0	0	1,880	10,113	0	59,961
	今回補正額	0	1,137	△ 154	0	0	△ 98	0	0	0	0	△ 56	0	0	0	0	206	0	1,189
	計	0	35,200	15,631	318	0	538	0	0	98	0	12,497	300	0	0	1,880	10,319		61,150
会計年度任用職員（代替等）	既決額	42,282	0	8,516	0	0	0	0	0	0	0	8,516	0	0	0	0	18,254	1,176	70,228
	今回補正額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	42,282	0	8,516	0	0	0	0	0	0	0	8,516	0	0	0	0	18,254	1,176	70,228
合計	既決額	42,282	1,553,029	965,456	49,644	2,143	21,912	99,671	0	28,668	42,769	622,344	25,440	2,416	3,862	66,587	524,094	1,176	3,086,037
	今回補正額	0	△ 18,797	△ 8,753	△ 1,430	△ 877	432	530	0	△ 399	△ 1,436	△ 5,162	△ 370	△ 113	72	0	535	0	△ 27,015
	計	42,282	1,534,232	956,703	48,214	1,266	22,344	100,201	0	28,269	41,333	617,182	25,070	2,303	3,934	66,587	524,629	1,176	3,059,022

令和5年度

市民生活部

市民課

（一般会計）

１２月補正予算説明資料
【人件費分】

令和5年度 12月補正予算【人件費分】 総括表 （一般会計）

（市民生活部　市民課）

（単位：千円）

歳　　入				
科　目	名　称	既定額	補正額	計
12.1.2	衛生費負担金	224	0	224
13.1.1	総務使用料	454	0	454
13.2.1	総務手数料	24,292	0	24,292
14.1.1	民生費国庫負担金	60,205	0	60,205
14.1.2	衛生費国庫負担金	6,195	0	6,195
14.2.1	総務費国庫補助金	38,604	0	38,604
14.3.1	総務費国庫委託金	313	0	313
14.3.2	民生費国庫委託金	13,018	0	13,018
15.1.1	民生費県負担金	356,948	0	356,948
15.1.2	衛生費県負担金	3,097	0	3,097
15.2.2	民生費県補助金	153,130	0	153,130
15.3.1	総務費県委託金	57	0	57
20.4.3	雑入	1,011	0	1,011
歳入合計		657,548	0	657,548

歳　　出				
科　目	名　称	既定額	補正額	計
2.1.2	文書広報費	666	0	666
2.1.16	諸費	1,158	0	1,158
2.3.1	戸籍住民基本台帳費	101,494	0	101,494
3.1.1	社会福祉総務費	528,585	0	528,585
3.1.3	障害者福祉費	114,775	0	114,775
3.1.4	国民年金費	4,120	0	4,120
3.1.6	後期高齢者医療費	1,070,420	476	1,070,896
3.2.2	児童措置費	205,176	0	205,176
3.2.3	母子父子福祉費	38,108	0	38,108
4.1.2	母子衛生費	12,579	0	12,579
歳出合計		2,077,081	476	2,077,557

令和5年度12月補正予算【人件費分】説明資料 （一般会計）

（歳出）　　市民生活部　市民課　保険係　　（単位：千円）

予算書のページ			事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計	
18	～	19	173204		事業費	277,933	事業費	476	事業費	278,409

款		項		目		財源内訳		既定額	財源内訳		補正額	財源内訳		計
3	民生費	1	社会福祉費	6	後期高齢者医療費		国	0		国	0		国	0
							県	171,783		県	0		県	171,783
事業名	後期高齢者医療特別会計繰出金						地方債	0		地方債	0		地方債	0
補正の理由	令和5年度人事院勧告による改定に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の増額						その他	0		その他	0		その他	0
							一般財源	106,150		一般財源	476		一般財源	106,626

補正の内訳	事務費繰出金の増　476,000円	科目		既定額	補正額	計
		27	後期高齢者医療特別会計繰出金	277,933	476	278,409
備考欄（メモ）						
		計		277,933	476	278,409

令和5年度

議会事務局

（一般会計）

１２月補正予算説明資料
（人件費分）

令和5年度12月補正予算　総括表（一般会計）

（議会事務局）

（単位:千円）

歳　　入				
科　目	名　　称	既定額	補正額	計
歳　入　合　計		0	0	0

歳　　出				
科　目	名　　称	既定額	補正額	計
1.1.1	議　　会　　費	167,504	616	168,120
歳　出　合　計		167,504	616	168,120

令和5年度　12月補正予算説明資料（一般会計）

（歳出）　　議会事務局　議事調査係　　（単位：千円）

予算書のページ			事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計	
14	～	15	030103		事業費	146,276	事業費	616	事業費	146,892

款	項	目
1 議会費	1 議会費	1 議会費

財源内訳	既定額	補正額	計
国			0
県			0
地方債			0
その他			0
一般財源	146,276	616	146,892

事業名	議員人件費
補正の理由	人事院勧告に準じて、12月期の議員期末手当支給月数を0.1月分引き上げる。
補正の内訳	議員期末手当支給月数 R5年度　3.25月分→3.35月分 R6年度　　3.3月分→3.4 月分 【補正額】 （R5年期末手当見込総額）29,936千円−（既定額）29,320千円＝**616千円**
備考欄（メモ）	

	科目	既定額	補正額	計
3	議員期末手当	29,320	616	29,936
	計	29,320	616	29,936

令和5年度

市民生活部

市民課

（後期高齢者医療特別会計）

１２月補正予算説明資料
【人件費分】

令和5年度　12月補正予算　総括表（後期高齢者医療特別会計）

（市民生活部　市民課）

（単位:千円）

歳入				
科目	名称	既定額	補正額	計
1.1.1	後期高齢者医療保険料	529,339	0	529,339
2.1.1	督促手数料	51	0	51
3.1.1	事務費繰入金	48,888	476	49,364
3.1.2	保険基盤安定繰入金	229,045	0	229,045
4.1.1	繰越金	11,514	0	11,514
5.1.1	延滞金	1	0	1
5.2.1	保険料還付金	800	0	800
5.2.2	還付加算金	100	0	100
5.3.1	滞納処分費	1	0	1
5.3.2	雑入	20,115	0	20,115
歳入合計		839,854	476	840,330

歳出				
科目	名称	既定額	補正額	計
1.1.1	一般管理費	26,195	252	26,447
1.2.1	徴収費	1,944	0	1,944
2.1.1	後期高齢者医療広域連合納付金	788,928	0	788,928
3.1.1	保険料還付金	800	0	800
3.1.2	還付加算金	100	0	100
4.1.1	保健事業費	21,787	224	22,011
5.1.1	予備費	100	0	100
歳出合計		839,854	476	840,330

令和5年度　12月補正予算説明資料（後期高齢者医療特別会計）

（歳出）　　市民生活部　市民課　保険係　　（単位：千円）

予算書のページ			事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計	
56	～	57	810101		事業費	12,372	事業費	252	事業費	12,624

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費

財源内訳	既定額	補正額	計
国	0	0	0
県	0	0	0
地方債	0	0	0
その他	0	0	0
一般財源	12,372	252	12,624

事業名	後期高齢者医療特別会計人件費
補正の理由	令和5年度人事院勧告による改定に伴う補正
補正の内訳	職員2名分 人事院勧告による改定に伴う給料及び職員共済費の増額。時間外勤務時間数見込の変更に伴う職員手当の減額
備考欄（メモ）	

	科目	既定額	補正額	計
2	給料	6,875	167	7,042
3	職員手当	3,308	△6	3,302
4	職員共済費	2,189	91	2,280
	計	12,372	252	12,624

予算書のページ			事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計	
56	～	57	810705		事業費	21,787	事業費	224	事業費	22,011

款	項	目
04 保健事業費	01 保健事業費	01 保健事業費

財源内訳	既定額	補正額	計
国	0	0	0
県	0	0	0
地方債	0	0	0
その他	20,114	0	20,114
一般財源	1,673	224	1,897

事業名	後期高齢者保健事業費
補正の理由	令和5年度人事院勧告による改定に伴う補正
補正の内訳	職員1名分 人事院勧告による改定に伴う給料、職員手当及び職員共済費の増額
備考欄（メモ）	

	科目	既定額	補正額	計
02	給料	3,588	104	3,692
03	職員手当	3,229	49	3,278
04	職員共済費	2,415	71	2,486
	計	9,232	224	9,456

令和5年度　12月補正予算説明資料（後期高齢者医療特別会計）

（歳入）　　市民生活部　市民課　保険係（単位：千円）

予算書のページ			款		項		目		既定額	補正額	計
54	～	55	3	繰入金	1	一般会計繰入金	1	事務費繰入金	48,888	476	49,364

節		既定額	補正額	計
1	事務費繰入金	48,888	476	49,364

.

項目	既定額	補正額	計
事務費繰入金	48,888	476	49,364
合計	48,888	476	49,364

繰入対象事務費の増